

杉並区会計年度任用職員(短時間)【部活動指導員】 募集案内

令和6年11月1日
杉並区教育委員会

【1】 採用区分及び応募資格等

(1) 採用区分等

採用区分		勤務態様	募集種目・採用予定人数	勤務場所
会計年度任用職員 (短時間)	部活動指導員	年650時間 年200日以内	採用予定人数：若干名 種目：バドミントン、卓球、 バレーボール、バスケットボ ール、サッカー、ダンス、 吹奏楽	杉並区立中学校

(2) 仕事内容

部活動に係る以下のこと

1. 募集種目いずれかの実技指導に関すること
2. 安全・障害予防に関する知識・技能の指導に関すること
3. 学校外での活動(大会・練習試合等)の引率に関すること
4. 用具・施設の点検管理に関すること
5. 部活動の運営・管理に関すること
6. 保護者等への連絡に関すること
7. 年間・月間指導計画の作成に関すること
8. 生徒指導対応に関すること
9. 事故が発生した場合の現場対応に関すること
10. 引率時の大会等の運営・協力に関すること
11. その他、部活動指導に関し、配置校の校長及び教育委員会が必要と認める事項に関する
こと

(3) 任用期間

令和7年4月1日(もしくは採用時)から令和8年3月31日まで

※条件付採用期間(試用期間)採用日からの勤務日数が15日に達するまで

※公募によらない再度の任用(更新)制度あり

(公募によらない再度任用の可否は勤務実績等による能力実証を行います。そのうえで、1年度ごとで5回までとします。)

(4) 応募資格

- ① 次に掲げる要件（ア）と（イ）に該当し、且つ（ウ）に該当する方。
- （ア） 職務を行うに適する健康な心身を保持している方
 - （イ） 「杉並区教育委員会 学校部活動の在り方に関する指針（ガイドライン）」を遵守し、適切な活動時間及び休養日の範囲内で指導ができる方
 - （ウ） 以下 a～d のうち、いずれかの条件を満たす方
 - a. 教員としての部活動指導の経験がある方
 - b. 小学校、中学校、高等学校、大学、スポーツクラブ、音楽教室等で生徒児童に指導の経験がある方
 - c. 教員免許状を取得するために教職課程を履修中の方で、部活動の指導を行うために必要な能力及び経験を有する方
 - d. 上記、a～c までのいずれかと同等の経験を有すると教育委員会が認める方
- ② 地方公務員法第16条（以下参照）の各号のいずれかに該当する方は、応募できません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

【2】 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、下記により申し込んでください。

申込方法	申 込 期 限	送付先・申込場所
インターネット	令和6年12月6日（金）まで（受信有効）	下記の URL・二次元コードから申込  http://logoform.jp/form/Y4gR/1096693
郵送 または 持参	令和6年12月6日（金）まで（必着） （持参の場合は土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで） ※申し込み状況等により、延長する場合あり	〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所 教育委員会事務局学校支援課 （杉並区役所本庁舎東棟6階）

- ※ 郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員（短時間）【部活動指導員】採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については一切の責任を負いません。
- ※ 応募書類は返却いたしません。収集した個人情報、杉並区個人情報の保護に関する条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【3】 第一次選考

方 法	書類選考	所定の申込書により書類選考を行います。 ※ 申込書は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。
合格発表	合否にかかわらず、令和7年1月中旬までに第一次選考受験者に結果通知を発送します。	

【4】 第二次選考

日時・場所 (予定)	○令和7年1月中下旬で実施します。 ※時間等の詳細は第一次選考合格通知にてお知らせします。申込み状況等により実施日を変更する可能性があります。 ○杉並区役所本庁舎等	
方 法	面 接	会計年度任用職員（短時間）【部活動指導員】として必要な基礎的知識等について個別面接を行います。
合格発表	令和7年2月上旬予定（詳細は、第二次選考当日にご説明します。） 最終合格者は4月1日以降、健康診断を受診していただきます。（公費負担）	

【5】 報酬・手当

時給 2, 342円（令和6年1月1日現在）（地域手当に相当する報酬を含みます）

- ※1 特別区人事委員会勧告に基づく給与改定等があった場合、報酬額が増減することがあります。
- ※2 通勤費を支給します。（上限1か月55,000円まで）
- ※3 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。
- ※4 期末手当を支給します。（勤務時間が1週15時間30分以上、または勤務日数が1週2日を超える場合は支給対象です。ただし任用期間が6か月未満の場合は支給対象外です。）

【6】 勤務条件・休暇

- ◇ 勤務日は原則として土曜日・日曜日のどちらか1日の勤務を含む1週4日以内です。
- ◇ 勤務時間は原則として平日は1日3時間以内、学校の休業日（学期中の週末を含む）は1日4時間以内とします。なお、1日の生徒への指導時間は、平日は2時間、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間を上限とします。
- ◇ 公務のため必要がある場合は所定の勤務時間を超えた勤務（超過勤務）となることがあります。
- ◇ 年次有給休暇が勤務日数に応じて付与されます。
- ◇ その他に、慶弔休暇、夏季休暇、子育て支援や介護に関する休暇などの制度があります。（ただし、勤務形態によって付与される休暇が異なります。）

【7】 社会保険・福利厚生

- ◇ 勤務形態に応じて、年1回、一般的な健康診断が受けられます。
- ◇ 労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。
- ◇ 杉並区職員互助会に加入することができます。(期末手当該当者のみ)

【8】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【9】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和2年度から新たに創設された地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

【10】 申し込み・問合せ先

杉並区役所 教育委員会事務局学校支援課

〒166-8570

東京都杉並区阿佐谷南1-15-1

直通TEL：03-5307-0758（係直通）

杉並区役所ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>